

青森市子ども・子育て支援事業計画



青森市

平成27年3月策定

平成30年3月変更

目 次

第1章 総論	1
第1 計画の目的	2
第2 計画の位置づけ	3
第3 計画の期間	3
第4 計画の達成状況の点検及び評価並びに計画の見直し	3
第2章 各論	5
第1 教育・保育提供区域の設定	6
1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容	6
2 各教育・保育提供区域の状況	8
第2 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と量の見込みの算出方法	10
1 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施	10
2 量の見込みの算出	10
第3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等	16
1 教育・保育の量の見込み及び確保方策	16
2 幼保連携型認定こども園への移行を促進するための計画で定める数	28
第4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	29
1 利用者支援事業	29
2 時間外保育事業	30
3 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	31
4 子育て短期支援事業（ショートステイ）	32
5 乳児家庭全戸訪問事業	33
6 養育支援訪問事業	33
7 地域子育て支援拠点事業	34

8	一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）	36
9	一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	37
10	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）	40
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔就学児のみ〕）	42
12	妊婦に対して健康診査を実施する事業	42
13	その他の地域子ども・子育て支援事業	43
第5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	44
1	認定こども園の普及に係る基本的考え方等	44
2	幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等	44
3	質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及びその推進方策	45
4	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	45
第3章 資料編		47
第1	青森市子ども・子育て支援事業計画の策定過程	48
第2	青森市子ども・子育て会議委員名簿	50
第3	青森市子ども・子育て会議条例	52

第1章 総論

第1 計画の目的

わが国の「子ども・子育て支援」は、近年の急速な少子化の進行、子ども・子育て支援における質的・量的な不足、待機児童問題、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の提供対策が不十分なことなどの現状により、「質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」が課題となっていることから、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」^{※1}「認定こども園法の一部を改正する法律」^{※2}「関係法律整備法」（いわゆる「子ども・子育て関連3法」）を公布し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることとなりました。

この新制度の開始に当たって、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を記載した市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することが求められています。

本市の子ども・子育て支援については、「青森市新総合計画 一元気都市あおもり 市民ビジョン」^{※3} 前期基本計画の分野別計画である「青森市子ども総合計画後期計画」^{※4}に基づき、「子どもの人権尊重を第一に考えた『子どもの最善の利益』の保障」を基本理念に掲げ、平成24年12月には、青森市子どもの権利条例^{※5}を制定し、次代を担う子どもたちがすくすくと育つために、子どもは「社会の宝」として社会全体で見守り育て、子ども自身が育ちやすい環境をつくること（子ども支援）、大人が子どもを安心して生み育てていくために、親が安心して生活でき、就労できる環境をつくること（子育て支援）を目標に各施策を展開しているところです。

このような中、本市においても、年度途中での待機児童の発生や多様な保育サービスを求める声等があることを踏まえ、国の新制度に基づいて、今後の子ども・子育て支援を推進するため、「青森市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

第2 計画の位置づけ

本計画は、「青森市新総合計画 一元気都市あおもり 市民ビジョン」前期基本計画の分野別計画である「青森市子ども総合計画後期計画」の基本理念及び目標や青森市子どもの権利条例の基本的な考え方を踏まえながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するための計画です。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

第3 計画の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。

第4 計画の達成状況の点検及び評価並びに計画の見直し

本市では、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業^{※6}の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者等で構成する「青森市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、点検及び評価を実施し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

また、教育・保育施設等における実際の受入状況等を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、本計画の見直しを行います。

※1 子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講じた法律。一部を除き、平成27年4月1日施行。

※2 認定こども園法の一部を改正する法律

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めた法律。一部を除き、平成27年4月1日施行。

※3 青森市新総合計画 一元気都市あおもり 市民ビジョン

青森市の将来都市像「水と緑と人が共生し 地域の絆で築く 市民主役の元気都市・あおもり」を目指し、取り組んでいく本市のまちづくりの最上位指針のこと。

※4 青森市子ども総合計画後期計画

平成23年度から平成26年度までを計画期間として、それまで取り組んできた「子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり」と「大人が安心して子育てできる環境づくり」をさらに推進することを目指し、新たな課題に適切に取り組んでいくための方向性、達成すべき目標などを取りまとめたもの。計画期間を平成27年度まで1年延長。

※5 青森市子どもの権利条例

子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として制定した条例。一部を除き、平成24年12月25日施行。

※6 地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の子どもを預かる事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）。

第2章 各論

第1 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

(1) 教育・保育提供区域の設定の趣旨

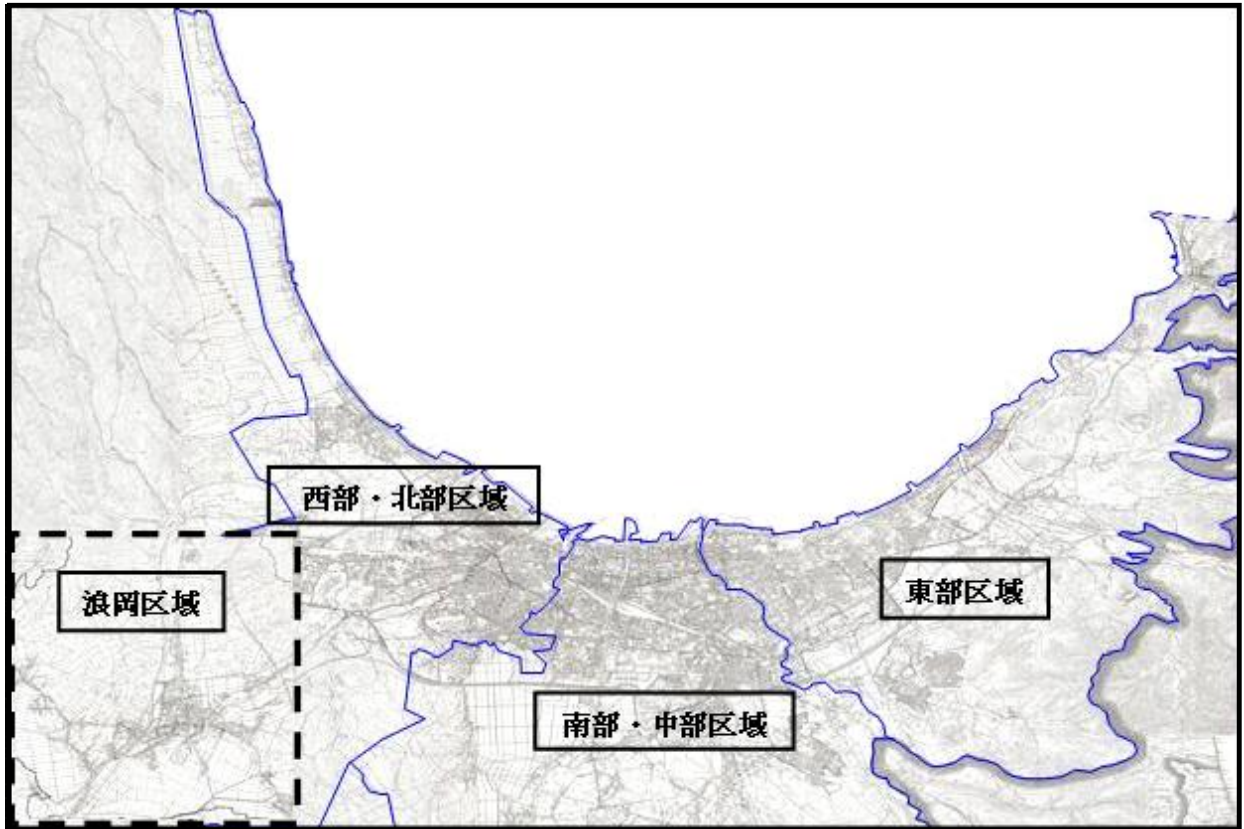
市町村は、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号及び第2号の規定に基づき、量の見込み及び確保方策を設定する区域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることとされています。

(2) 教育・保育提供区域の設定の内容

本市においては、主な既存区域として、小学校区（42区）、中学校区（20区）、青森市町会連合会地域協議会区域と浪岡町内会連合会区域（6区）などの区域があることから、それぞれの区域において、保護者が居住する区域と当該保護者が希望する保育所が存する区域が一致する割合を踏まえ、東部、西部、南部、北部、中部及び浪岡の6区をベースとしました。

さらに、この6区について、それぞれの区域に居住する児童数とそれぞれの区域に存する施設の定員数のバランスを考慮し、最終的には、教育・保育提供区域を、次ページのとおり、「東部」、「南部・中部」、「西部・北部」及び「浪岡」の4区として設定しました。

<教育・保育提供区域>



区域名	区域住所
東部	浪打、港町、茶屋町、栄町、合浦、花園、はまなす、けやき、造道、岡造道、東造道、八重田、小柳、古館、松森、佃、中佃、南佃、野内、久栗坂、浅虫、宮田、馬屋尻、三本木、滝沢、矢田、矢作、本泉、原別、平新田、後沼、泉野、矢田前、八幡林、戸崎、諏訪沢、築木館、桑原、虹ヶ丘、浜館、自由ヶ丘、戸山、沢山、駒込、田屋敷、古館、赤坂、蛭沢、月見野
南部・中部	堤町、青柳、橋本、中央、本町、松原、勝田、桂木、緑、青葉、筒井、長島、古川、新町、安方、金沢、旭町、浦町、浜田、幸畑、田茂木野、東大野、桜川、奥野、西大野、大野字若宮、大野字玉島、大野字山下、大野字片岡、大野字前田、細越、安田、横内、雲谷、四ツ石、大矢沢、野尻、合子沢、新町野、牛館、問屋町、卸町、第二問屋町、妙見、高田、大谷、小館、入内、野沢、荒川、八ツ役、金浜、大別内、野木、上野
西部・北部	柳川、北金沢、千富町、沖館、富田、新田、篠田、千刈、久須志、大野字鳴滝、大野字金沢、西滝、里見、浪館前田、三内、浪館、岩渡、孫内、新城、岡町、石江、戸門、鶴ヶ坂、三好、油川、羽白、西田沢、飛鳥、瀬戸子、奥内、前田、清水、内真部、四戸橋、後湯、六枚橋、小橋、左堰
浪岡	浪岡、五本松、王余魚沢、女鹿沢、下十川、増館、樽沢、銀、郷山前、吉野田、下石川、杉沢、浪岡福田、高屋敷、徳才子、大釈迦、長沼、北中野、吉内、本郷、相沢、細野

2 各教育・保育提供区域の状況

各教育・保育提供区域における就学前の児童に係る入園状況及び施設の設置状況

	就学前の 児童数 (人) (0-5歳児) A	入所(園)中 の児童数 (人) B	入所(園) 中の児童数 の割合 (%) B/A	教育・保育 施設等の数 (箇所)	認定こども園		
					幼稚園 児童数 (人)	保育機能 児童数 (人)	児童数計 (人)
東部	3,637	2,052	56.4	30	208	34	242
南部・中部	5,888	3,889	66.0	54	590	60	650
西部・北部	4,663	2,718	58.3	36	432	60	492
浪岡	913	655	71.7	12	0	0	0
合計	15,101	9,314	61.7	132	1,230	154	1,384

※1 就学前の児童数(0-5歳児)は、平成26年3月末現在の住民基本台帳を基に算出したものである。

※2 教育・保育施設は、認定こども園、幼稚園及び保育所(園)のことである。

※3 認定こども園、幼稚園及び保育所(園)の児童数及び施設数は、平成26年5月1日現在のものである。

※4 南部・中部地区の幼稚園施設数10には、休園中の1園が含まれている。

※5 認可外保育施設は、児童福祉法に基づく認可を受けずに設置した子どもを預かる施設である。

※6 認可外保育施設の児童数及び施設数は、平成26年6月1日現在のものである。

※7 認可外保育施設の児童数及び施設数には、一時預かりのみを対象とした施設の数を含めていない。



施設数 (箇所)	幼稚園		保育所(園)		認可外保育施設	
	児童数 (人)	施設数 (箇所)	児童数 (人)	施設数 (箇所)	児童数 (人)	施設数 (箇所)
2	527	7	1,222	17	61	4
4	504	10	2,638	32	97	8
4	298	3	1,912	28	16	1
0	25	1	612	10	18	1
10	1,354	21	6,384	87	192	14



第2 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と量の見込みの算出方法

1 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

(1) 目的

子ども・子育て支援事業計画には、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保の方策」及び「実施時期」を記載することとされており、「量の見込み」を設定するために、国が作成したひな型を基に、住民に対する利用希望調査（ニーズ調査）を実施しました。

(2) 実施状況

ア 調査期間

平成25年11月27日から平成25年12月15日まで

イ 実施方法

対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査（抽出調査）

ウ 回収状況

調査対象	対象者数	回答者数	回収率
就学前の子どもの保護者	2,500人	1,349人	54.0%
小学生の保護者	2,500人	1,308人	52.3%
合計	5,000人	2,657人	53.1%

※ 平成26年1月14日までの回収分を対象

2 量の見込みの算出

(1) 国が提示した手引きを基に算出した量の見込み（ニーズ調査結果数）

子ども・子育て支援ニーズ調査の結果から国が提示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を基に量の見込みを算出したところ、事業によっては、次のとおり利用実態と乖離した結果となりました。

ア 教育・保育に係る平成27年度のニーズ調査結果数と平成25年度の利用実績の比較

	平成27年度の ニーズ調査 結果数	平成25年度の 利用実績	ニーズ調査 結果数と利用 実績の比較
1号認定（人）	1,497	2,656	56.4%
2号認定（人）	4,722	3,800	124.3%
幼児教育の希望が強い	806	3,800	124.3%
上記以外	3,916		
3号認定（人）	3,699	3,103	119.2%
0歳児	1,214	809	150.1%
1・2歳児	2,485	2,294	108.3%

※1 1号認定は、子どもが満3歳以上の専業主婦家庭等で、幼稚園等での教育を希望する場合

※2 2号認定は、子どもが満3歳以上の共働き家庭等で、保育所等での保育を希望する場合

※3 3号認定は、子どもが満3歳未満の共働き家庭等で、保育所等での保育を希望する場合

イ 地域子ども・子育て支援事業に係る平成27年度のニーズ調査結果数と平成25年度
の利用実績の比較

	平成27年度の ニーズ調査 結果数	平成25年度の 利用実績	ニーズ調査 結果数と利用 実績の比較
時間外保育事業（人）	2,690	※ 2,768	97.2%
放課後児童健全育成事業（人）	3,073	1,991	154.3%
低学年による利用	2,196	1,897	115.8%
高学年による利用	877	94	933.0%
子育て短期支援事業（ショートステイ）（人日）	2,199	—	—
地域子育て支援拠点事業（人回）（1月当たり）	10,625	5,725	185.6%
一時預かり事業（幼稚園における在園児対象型 [預かり保育]）（人日）	168,741	118,872	142.0%
1号認定による利用	12,115	7,072	171.3%
2号認定による利用	156,626	111,800	140.1%
一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て 援助活動支援事業（ファミリー・サポート・セン ター事業 [病児・緊急対応強化事業を除く]）、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（人 日）	127,845	※ 22,344	572.2%
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミ リー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応 強化事業]）（人日）	21,695	830	2,613.9%
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポー ト・センター事業 [就学児のみ]）（人日）	213	405	52.6%

※ 平成25年度利用実績が確定していなかったため、平成24年度の利用実績で比較しました。

(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果数の補正

ニーズ調査結果数と利用実績を比較し、大きく乖離したものについて、量の見込みがより現実的なものになるように補正しました。

ア 教育・保育に係る平成27年度の量の見込み

	平成27年度の ニーズ調査 結果数	平成27年度の 量の見込み	補正の有無
1号認定（人）	1,497	1,497	無
2号認定（人）	4,722	4,722	
幼児教育の希望が強い	806	806	無
上記以外	3,916	3,916	無
3号認定（人）	3,699	3,497	
0歳児	1,214	1,012	有
1・2歳児	2,485	2,485	無

イ 地域子ども・子育て支援事業に係る平成27年度の量の見込み

	平成27年度の ニーズ調査 結果数	平成27年度の 量の見込み	補正の有無
時間外保育事業（人）	2,690	2,690	無
放課後児童健全育成事業（人）	3,073	2,995	
低学年による利用	2,196	2,196	無
高学年による利用	877	799	有
子育て短期支援事業（ショートステイ）（人日）	2,199	393	有
地域子育て支援拠点事業（人回）（1月当たり）	10,625	6,831	有
一時預かり事業（幼稚園における在園児対象型 〔預かり保育〕）（人日）	168,741	116,185	
1号認定による利用	12,115	6,735	有
2号認定による利用	156,626	109,450	有
一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て 援助活動支援事業（ファミリー・サポート・セン ター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（人 日）	127,845	21,307	有
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミ リ・サポート・センター事業〔病児・緊急対応 強化事業〕）（人日）	21,695	2,131	有
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポー ト・センター事業〔就学児のみ〕）（人日）	213	405	有

ウ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る平成28年度以降の量の見込み

平成28年度以降の量の見込みは、上記(1)及び(2)と同様に算出しており、次ページ以降で記載しています。

(3) 中間年の見直しによる量の見込みの補正

国が提示した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」を基に平成30年度及び平成31年度の量の見込みを算出したところ、計画策定時の見込みと乖離が生じていることから、次のとおり補正することとします。

ア 教育・保育の量の見込み【全域】

教育・保育については、人口動態を考慮した「推計児童数」に、国の「子育て安心プラン」において、平成34年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することを考慮した「支給認定割合」を乗じて算出した「量の見込み」に基づいて補正します。

(i) 1号認定子どもに関する量の見込み

	平成30年度	平成31年度
補正後の「推計児童数」(3歳以上)(a)	5,973人	5,930人
補正後の1号認定の「支給認定割合」(b)	30.8%	29.4%
補正後の1号認定に関する「量の見込み」(a×b)	1,842人	1,746人

(ii) 2号認定子どもに関する量の見込み

	平成30年度	平成31年度
補正後の「推計児童数」(3歳以上)(c)	5,973人	5,930人
補正後の2号認定の「支給認定割合」(d)	64.6%	66.3%
補正後の2号認定に関する「量の見込み」(c×d)	3,856人	3,930人

(iii) 3号認定子どもに関する量の見込み

	平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
補正後の「推計児童数」(0～2歳児)(e)	1,753人	3,781人	1,687人	3,584人
補正後の3号認定の「支給認定割合」(f)	30.3%	66.8%	33.8%	71.0%
補正後の3号認定に関する「量の見込み」(e×f)	531人	2,525人	570人	2,545人

イ 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み【全域】

地域子ども・子育て支援事業については、毎年実施している事業の進捗状況の点検及び評価の結果、計画に定める量の見込みとかい離が大きい以下の事業について、実績値を考慮し算出した「量の見込み」に基づいて補正します。

	平成 30 年度	平成 31 年度
放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	2,479 人	2,420 人
低学年による利用	2,053 人	2,006 人
高学年による利用	426 人	414 人
乳児家庭全戸訪問事業	1,543 人	1,485 人
養育支援訪問事業	316 人	308 人
地域子育て支援拠点事業（1月あたり）	5,799 人回	5,799 人回
一時預かり事業（在園児対象型）	73,259 人日	69,688 人回
一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）	14,132 人日	12,940 人日
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）	1,098 人日	1,069 人日

ウ 教育・保育の一体的提供

教育・保育の一体的提供については、目標値を定めた幼保連携型認定こども園の設置数について、施設の意向を踏まえた見込みに基づいて補正します

	平成 30 年度	平成 31 年度
幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置総数		
目標設置数	8 園	12 園
目標設置総数（累計）	31 園	43 園



第3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込み及び確保方策

【全域】

	平成 27 年度					平成 28 年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	1,497	806	3,916	1,012	2,485	1,455	783	3,810	993	2,510
②確保方策	2,203		3,781	747	2,137	2,238		3,841	801	2,168
特定教育・保育施設 (確認を受けない幼稚園を含む。)	2,303		3,781	739	2,106	2,238		3,841	793	2,137
特定地域型保育事業	/		/	8	31	/		/	8	31
②-①	0		▲135	▲265	▲348	0		31	▲192	▲342
(参考) ③利用定員	3,362		3,781	747	2,137	3,378		3,841	801	2,168
(参考) ③-①	1,059		▲135	▲265	▲348	1,140		31	▲192	▲342

※1 特定教育・保育施設とは、確認を受けて、施設型給付・委託費の対象となる認定こども園、幼稚園及び保育所のこと

※2 特定地域型保育事業とは、確認を受けて、地域型保育給付の対象となる小規模保育事業、事業所内保育事業などのこ

※3 ③利用定員は、平成 27 年度から平成 29 年度までは、市が平成 26 年 8 月に実施した新制度への移行に関する意向

※4 「★教育」は、2号認定子どものうち幼児教育の希望が強い者の人数である。

※5 「☆以外」は、「★教育」以外の2号認定子どもの人数である。

※6 提供区域ごとに過不足があるため、提供区域ごとの積み上げと全域とは一致しないことがある。

1号（認定）

子どもが満3歳以上の専業主婦家庭等で、
幼稚園等での教育を希望する場合

2号（認定）

子どもが満3歳以上の共働き家庭等で、
保育所等での保育を希望する場合

(単位：人)

平成 29 年度					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
1,435	772	3,751	979	2,463	1,842	3,856	531	2,525	1,746	3,930	570	2,545		
	2,207	3,751	979	2,463	1,842	3,810	531	2,212	1,746	3,930	570	2,545		
	2,207	3,751	971	2,432	1,842	3,810	528	2,196	1,746	3,930	548	2,475		
			8	31			3	16			22	70		
	0	0	0	0	0	▲46	0	▲313	0	0	0	0		
	3,378	3,841	801	2,168	2,591	3,810	841	2,212	2,591	3,810	841	2,212		
	1,171	90	▲178	▲295	749	▲46	310	▲313	845	▲120	271	▲333		

である。

とである。

調査により把握した数であり、平成 30 年度及び平成 31 年度は、平成 29 年 4 月 1 日現在の数である。

3号（認定）

子どもが満3歳未満の共働き家庭等で、
保育所等での保育を希望する場合

【東部】

	平成 27 年度					平成 28 年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	376	275	787	213	469	365	268	765	209	474
②確保方策	651		718	157	415	633		755	163	428
特定教育・保育施設 (確認を受けない幼稚園を含む。)	651		718	154	399	633		755	160	412
特定地域型保育事業				3	16				3	16
②-①	0		▲69	▲56	▲54	0		▲10	▲46	▲46
(参考) ③利用定員	953		718	157	415	918		755	163	428
(参考) ③-①	302		▲69	▲56	▲54	285		▲10	▲46	▲46

【南部・中部】

	平成 27 年度					平成 28 年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	777	224	1,618	436	1,200	757	217	1,575	428	1,211
②確保方策	1,001		1,490	316	881	974		1,513	352	901
特定教育・保育施設 (確認を受けない幼稚園を含む。)	1,001		1,490	314	878	974		1,513	350	898
特定地域型保育事業				2	3				2	3
②-①	0		▲128	▲120	▲319	0		▲62	▲76	▲310
(参考) ③利用定員	1,256		1,490	316	881	1,281		1,513	352	901
(参考) ③-①	264		▲128	▲120	▲319	307		▲62	▲76	▲310

(単位：人)

平成 29 年度					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
360	264	751	206	465	480	712	126	504	457	722	139	531		
624	751	206	465	480	712	126	428	457	722	139	531			
624	751	203	449	480	712	123	412	457	722	136	509			
			3	16			3	16			3	22		
0	0	0	0	0	0	0	0	▲76	0	0	0	0		
918	755	163	428	851	723	159	428	851	723	159	428			
294	4	▲43	▲37	371	11	33	▲76	394	1	20	▲103			

(単位：人)

平成 29 年度					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
746	214	1,552	422	1,190	776	1,563	231	1,008	722	1,561	249	1,026		
960	1,552	422	1,190	776	1,563	231	884	722	1,561	249	1,026			
960	1,552	420	1,187	776	1,563	231	884	722	1,561	243	1,010			
			2	3			0	0			6	16		
0	0	0	0	0	0	0	0	▲124	0	0	0	0		
1,281	1,513	352	901	1,043	1,574	356	884	1,043	1,574	356	884			
321	▲39	▲70	▲289	267	11	125	▲124	321	13	107	▲142			

【西部・北部】

	平成 27 年度					平成 28 年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	333	275	1,167	286	598	323	267	1,138	281	605
②確保方策	608		1,221	214	658	590		1,225	225	665
特定教育・保育施設 (確認を受けない幼稚園を含む。)	608		1,221	211	646	590		1,225	222	653
特定地域型保育事業				3	12				3	12
②-①	0		54	▲72	60	0		87	▲56	60
(参考) ③利用定員	959		1,221	214	658	972		1,225	225	665
(参考) ③-①	351		54	▲72	60	382		87	▲56	60

【浪岡】

	平成 27 年度					平成 28 年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	11	32	344	77	218	10	31	332	75	220
②確保方策	43		352	60	183	41		348	61	174
特定教育・保育施設 (確認を受けない幼稚園を含む。)	43		352	60	183	41		348	61	174
特定地域型保育事業				0	0				0	0
②-①	0		8	▲17	▲35	0		16	▲14	▲46
(参考) ③利用定員	185		352	60	183	207		348	61	174
(参考) ③-①	142		8	▲17	▲35	166		16	▲14	▲46

(単位：人)

平成 29 年度					平成 30 年度				平成 31 年度					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
319	263	1,120	277	592	571	1,258	145	826	551	1,310	150	807		
582	1,120	277	592	571	1,191	145	681	551	1,310	150	807			
582	1,120	274	580	571	1,191	145	681	551	1,310	147	795			
			3	12			0	0			3	12		
0	0	0	0	0	0	▲67	0	▲145	0	0	0	0		
972	1,225	225	665	666	1,191	247	681	666	1,191	247	681			
390	105	▲52	73	95	▲67	102	▲145	115	▲119	97	▲126			

(単位：人)

平成 29 年度					平成 30 年度				平成 31 年度					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳		★教育	☆以外	0歳	1・2歳
10	31	328	74	216	15	323	29	187	16	337	32	181		
41	328	74	216	15	323	29	187	16	337	32	181			
41	328	74	216	15	322	29	187	16	337	22	161			
			0	0			0	0			10	20		
0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0		
207	348	61	174	31	322	79	219	31	322	79	219			
166	20	▲13	▲42	16	▲1	50	32	15	▲15	47	38			

(2) 確保方策の考え方

1号認定

1号認定(2号認定のうち幼児教育の希望が強い場合を含む。)は、全ての地区において、既存施設の意向を踏まえた利用定員が量の見込みを上回っていることから、量の見込みに対応した提供体制が確保できるものと考えています。

2号認定

2号認定(幼児教育の希望が強い場合を除く。)は、既存施設の意向を踏まえた利用定員が、西部・北部地区及び浪岡地区で量の見込みを上回っているのに対し、東部地区及び南部・中部地区では、量の見込みを下回っている状況となっています。

子ども・子育て支援法に基づき国が定めた基本指針^{※1}においては、平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すこととされています。

そのため、計画期間の平成27年度及び平成28年度においては、実際の受入れ状況を見極めつつ、

- ・保育所に対する利用定員の増
- ・認定こども園に対する利用定員の増
- ・幼稚園に対する認定こども園への移行

による受入れを要請し、平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。

※1 基本指針

子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの。

3号認定

3号認定（0歳）は、既存施設の意向を踏まえた利用定員が、全ての地区で量の見込みを下回っている状況となっています。

3号認定（1・2歳）は、既存施設の意向を踏まえた利用定員が、西部・北部地区で量の見込みを上回っているのに対して、東部地区、南部・中部地区及び浪岡地区では量の見込みを下回っている状況となっています。

子ども・子育て支援法に基づき国が定めた基本指針においては、平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すこととされています。

そのため、計画期間の平成27年度及び平成28年度においては、実際の受入れ状況を見極めつつ、

- ・ 保育所に対する利用定員の増
- ・ 認定こども園に対する利用定員の増
- ・ 幼稚園に対する認定こども園への移行
- ・ 認可外保育施設に対する新制度への移行

による受入れを要請し、平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。

(3) 中間年の見直しに伴う平成 30 年度及び平成 31 年度の確保方策の考え方

中間年の見直しの結果、国の女性就業率 80%の目標を考慮してもなお、市全域の教育・保育の総量としては充足する見込みです。しかし、認定区分や提供区域ごとでは、不足する区分や区域があることから、次のとおり区域ごとにきめ細やかな確保方策を定めることとします。

【東部】

ア 基本的な考え方

教育・保育サービスの総量としては充足しているため、原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、

- 幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定こどもの受入れ
- 施設整備等による既存施設の利用定員の増
- 利用定員の設定の適正化

により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

また、空白地域（浜館・虹ヶ丘・自由ヶ丘周辺）等について、必要に応じて施設の移転、分園設置等によりその解消を図ります。

イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定

利用定員が量の見込みを上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限します。

2号認定

利用定員と量の見込みがほぼ同数であることから、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を認めます。

3号認定（0歳）

利用定員が量の見込みを上回っていますが、かい離が大きくないことから、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を認めます。

3号認定（1・2歳）

利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定の利用定員の不足が見込まれるため、教育・保育施設での利用定員の偏在解消による必要数の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保することとします。

【南部・中部】

ア 基本的な考え方

教育・保育サービスの総量としては充足しているため、原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、

- 幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定こどもの受入れ
- 施設整備等による既存施設の利用定員の増
- 利用定員の設定の適正化

により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

また、就学前児童数が直近3か年平均で10人以上増加するなど利用定員の不足が見込まれる地域（西大野周辺）等について、上記の方策により必要数を確保することを基本としつつも、必要に応じて施設の移転、分園設置等によりその解消を図ります。

イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定

利用定員が量の見込みを上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限します。

2号認定

利用定員と量の見込みがほぼ同数であることから、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

3号認定（0歳）

利用定員が量の見込みが上回っていますが、年度途中の待機児童が発生していることから、新たな利用定員の増加への制限は行わず、既存施設に対して1・2歳児への定員の割り振り変更を要請します。

3号認定（1・2歳）

利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定の利用定員の不足が見込まれるため、教育・保育施設での利用定員の偏在解消による必要数の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保することとします。

【西部・北部】

ア 基本的な考え方

教育・保育サービスの総量としては不足していますが、不足数が保育所の標準利用定員数（60人）より少ないため、原則、教育・保育施設の新規認可等によらず、

- 幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定こどもの受入れ
- 施設整備等による既存施設の利用定員の増
- 利用定員の設定の適正化

により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

また、就学前児童数が直近3年平均で10人以上増加するなど利用定員の不足が見込まれる地域（篠田、新城周辺）等について、上記の方策により必要数を確保することを基本としつつも、必要に応じて施設の移転、分園設置等により確保します。

イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定

利用定員が量の見込みを上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限します。

2号認定

利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

3号認定（0歳）

利用定員が量の見込みが上回っていますが、年度途中の待機児童が発生していることから、新たな利用定員の増加への制限は行わず、既存施設に対して1・2歳児への定員の割り振り変更を要請します。

3号認定（1・2歳）

利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定の利用定員の不足が見込まれるため、教育・保育施設での利用定員の偏在解消による必要数の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保することとします。

【浪岡】

ア 基本的な考え方

教育・保育サービスの総量としては充足しているため、原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、

○施設整備等による既存施設の利用定員の増

○利用定員の設定の適正化

により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定

利用定員が量の見込みを上回っていますがかい離が大きくないことから、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

2号認定

利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加を要請します。

3号認定（0歳）

利用定員が量の見込みを上回っていることから、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

3号認定（1・2歳）

利用定員が量の見込みを上回っていることから、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定の利用定員に不足は見込まれませんが、必要に応じて保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保することとします。

2 幼保連携型認定こども園への移行を促進するための計画で定める数

国においては、幼稚園や保育所が認定こども園へ移行する場合は、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提としつつ、「計画で定める数」の範囲内で認可・認定をすることとしています（中核市の場合は、幼保連携型認定こども園^{※1}について、その数を定めることとしています）。

本市では、全ての幼稚園や保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合であっても認可できるように、各地区にある幼稚園や保育所の数に、幼保連携型認定こども園に移行する場合に設定すると見込まれる認定区分ごとの利用定員数（1施設当たり）を乗じた数を、次の表のとおり、各地区における「計画で定める数」としました。

	保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合	幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合	
	1号認定	2号認定	3号認定
東部	136	231	168
南部・中部	256	330	240
西部・北部	224	66	48
浪岡	80	33	24

※1 幼保連携型認定こども園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設のこと。

第4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援事業

(1) 事業概要

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う事業

(2) 量の見込み及び確保方策

(単位：箇所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

子ども・子育て支援新制度では、保護者の選択に基づき多様な施設等により提供体制を確保することが目的の1つであることから、保護者が自分にふさわしい施設等を選択できるようにこの事業を実施します。

本市では、これまで、青森市子ども支援センター^{※1}に保育士を配置し、子どもの発達、子育てに関する不安等に対して相談・指導を行ってきましたが、これに教育・保育及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援」等を行うことで、青森市子ども支援センターがより総合的な子育て支援を行うことが可能になります。

したがって、青森市子ども支援センターにおいて、この事業を実施することとします。

※1 青森市子ども支援センター

本市の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成17年5月に青森市総合福祉センター内に設置した基幹型地域子育て支援センターのこと。子ども自身からの悩みや子育てに関する悩みの相談等を受けるほか、子育て支援に関する情報を提供するなど、子育てに関する支援を行っている拠点のこと。

2 時間外保育事業

(1) 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,690	2,654	2,610	2,583	2,562
②確保方策	2,690	2,654	2,610	2,583	2,562
②-①	0	0	0	0	0
(参考) ③2号、3号利用定員	6,665	6,810	6,810	6,810	6,810
(参考) ③-①	3,975	4,156	4,200	4,227	4,248

【東部】 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	581	573	564	558	554
②確保方策	581	573	564	558	554
②-①	0	0	0	0	0
(参考) ③2号、3号利用定員	1,290	1,346	1,346	1,346	1,346
(参考) ③-①	709	773	782	788	792

【南部・中部】 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,140	1,125	1,106	1,095	1,085
②確保方策	1,140	1,125	1,106	1,095	1,085
②-①	0	0	0	0	0
(参考) ③2号、3号利用定員	2,687	2,766	2,766	2,766	2,766
(参考) ③-①	1,547	1,641	1,660	1,671	1,681

【西部・北部】 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	698	689	677	670	665
②確保方策	698	689	677	670	665
②-①	0	0	0	0	0
(参考) ③2号、3号利用定員	2,093	2,115	2,115	2,115	2,115
(参考) ③-①	1,395	1,426	1,438	1,445	1,450

【浪岡】 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	271	267	263	260	258
②確保方策	271	267	263	260	258
②-①	0	0	0	0	0
(参考) ③2号、3号利用定員	595	583	583	583	583
(参考) ③-①	324	316	320	323	325

※ ③2号、3号利用定員は、市が平成 26 年 8 月に実施した新制度への移行に関する意向調査により把握した数である。

(3) 確保方策の考え方

現在、延長保育事業は、本市の 98%の保育所において実施しています。

この事業は、自園の子どもを対象とする事業であり、量の見込みが2号認定及び3号認

定の利用定員の範囲内であることから、引き続き取り組んでいただくこと等で量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

(1) 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、近隣の公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】 (単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	2,196	2,143	2,092	2,053	2,006
	高学年	799	782	770	426	414
②確保方策	低学年	2,196	2,143	2,092	2,053	2,006
	高学年	799	782	770	426	414
②-①		0	0	0	0	0

【東部】 (単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	565	551	538	573	554
	高学年	173	169	166	101	98
②確保方策	低学年	565	551	538	573	554
	高学年	173	169	166	101	98
②-①		0	0	0	0	0

【南部・中部】 (単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	816	796	777	807	794
	高学年	239	234	231	173	169
②確保方策	低学年	816	796	777	807	794
	高学年	239	234	231	173	169
②-①		0	0	0	0	0

【西部・北部】 (単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	692	675	659	657	643
	高学年	329	322	317	148	143
②確保方策	低学年	692	675	659	657	643
	高学年	329	322	317	148	143
②-①		0	0	0	0	0

【浪岡】 (単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	123	121	118	16	15
	高学年	58	57	56	4	4
②確保方策	低学年	123	121	118	16	15
	高学年	58	57	56	4	4
②-①		0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

市内全小学校区に、全学年を対象として、放課後児童会を開設することを基本とします。

確保方策としては、小学校の余裕教室を活用して、開設場所を確保することを基本とし、確保が困難な場合は、近隣の公共施設や民間施設の借用、または民間委託などを検討します。

なお、既開設している放課後児童会で、1人当たりの面積1.65㎡を確保できない場所については、現状のサービスの維持、質の向上を図りつつ、3年後（平成29年度）の解消を目途に改善を図っていきます。

4 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(1) 事業概要

保護者が疾病、疲労など身体上、精神上、環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設※1等において必要な保護を行う事業

(2) 量の見込み

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	393	385	377	371	362

(3) 確保方策の考え方

量の見込みを365日で除した場合、1日の利用者数は「約1人」となっており、ショートステイの事業化の必要性はないものと考えています。

なお、本事業の量の見込みは、ファミリー・サポート・センター事業により確保することが可能であると考えています。

※1 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設のこと。

5 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業概要

原則として、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

(2) 量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,475	1,447	1,573	1,543	1,485
確保方策	実施体制：保健師20名、委託訪問指導員13名 実施機関：青森市保健所				

(3) 確保方策の考え方

平成23年度から平成25年度までの3年間の平均訪問人数は、1,642人であり、量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

なお、本事業は、乳児のいる家庭を訪問する事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととします。

6 養育支援訪問事業

(1) 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(2) 量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	485	485	326	316	308
確保方策	実施体制：保育士8名、児童虐待相談員1名、保健師1名 実施機関：青森市子ども支援センター				

(3) 確保方策の考え方

量の見込みは、平成23年度から平成25年度までの3年間の平均値としており、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

なお、本事業は、養育支援が必要な家庭等を訪問する事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととします。

7 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】 (単位：人回／月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	6,831	6,837	5,799	5,799	5,799
確保方策	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

【東部】 (単位：人回／月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,381	2,384	785	785	785
確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【南部・中部】 (単位：人回／月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3,366	3,368	4,124	4,124	4,124
確保方策	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【西部・北部】 (単位：人回／月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,042	1,043	675	675	675
確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【浪岡】 (単位：人回／月)

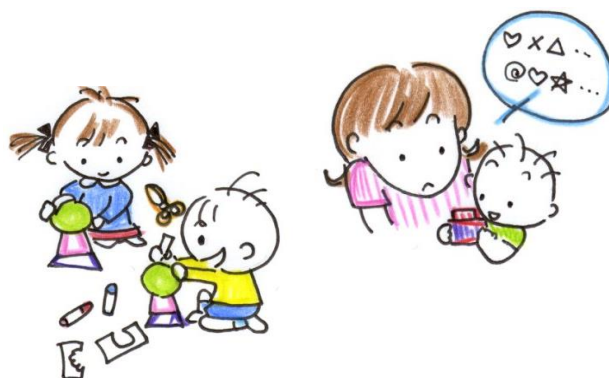
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	42	42	214	214	214
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(3) 確保方策の考え方

青森市地域子育て支援拠点事業実施要綱では、部屋の確保について、「概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。」と規定しています。午前、午後、それぞれ10組20名で計40名が月25日利用すると、1箇所では1月の利用者数が概ね1,000名となります。このことから、量の見込みに対応した実施箇所数を考えると、東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地区1箇所、浪岡地区1箇所となります。

また、各地区には、保育所、幼稚園（認定こども園を含む。）が、東部地区には26箇所、南部・中部地区には46箇所、西部・北部地区には35箇所、浪岡地区には11箇所あり、各地区の拠点となる施設は、事業を実施するに当たり、それぞれの地区にある施設の連絡・調整等を行う役割も求められています。このことから、浪岡地区を除く3地区には少なくとも2箇所の拠点があることが望ましいと考えています。

したがって、確保方策としては、東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地区2箇所、浪岡地区1箇所とし、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととします。



8 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

(1) 事業概要

幼稚園在園児等を対象に、通常の教育時間の前後などに、保護者の要請に応じて児童を預かる事業

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	111,185	112,945	79,114	73,259	69,688
1号認定	6,735	6,555			
2号認定	109,450	106,390			
②確保方策	116,185	112,945	79,114	73,259	69,688
②-①	0	0	0	0	0
（参考）受入可能数	261,492	261,492	261,492	261,492	261,492

【東部】

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	54,900	53,558	24,675	22,560	21,479
1号認定	1,105	1,077			
2号認定	53,795	52,481			
②確保方策	54,900	53,558	24,675	22,560	21,479
②-①	0	0	0	0	0
（参考）受入可能数	63,392	63,392	63,392	63,392	63,392

【南部・中部】

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28,224	27,351	27,984	25,608	23,826
1号認定	1,961	1,908			
2号認定	26,263	25,443			
②確保方策	28,224	27,351	27,984	25,608	23,826
②-①	0	0	0	0	0
（参考）受入可能数	95,088	95,088	95,088	95,088	95,088

【西部・北部】

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	31,969	30,944	24,887	23,411	22,591
1号認定	3,669	3,570			
2号認定	28,300	27,374			
②確保方策	31,969	30,944	24,887	23,411	22,591
②-①	0	0	0	0	0
（参考）受入可能数	87,164	87,164	87,164	87,164	87,164

【浪岡】

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,092	1,092	1,568	1,680	1,792
1号認定	0	0			
2号認定	1,092	1,092			
②確保方策	1,092	1,092	1,568	1,680	1,792
②-①	0	0	0	0	0
（参考）受入可能数	15,848	15,848	15,848	15,848	15,848

※1 受入可能数は、地区内にある施設数×1 箇所当たりの利用者数（3,962 人日/年）

※2 1 箇所当たりの利用者数（3,962 人日/年）は、平成 25 年度に幼稚園の預かり保育を利用した延べ人数を幼稚園数で除した数である。

※3 施設数は、地区内にある幼稚園、認定こども園の数（市が8月に実施した意向調査結果による）である。

※4 各地区の施設数（東部地区：16 箇所、南部・中部地区：25 箇所、西部・北部地区：21 箇所、浪岡地区：4 箇所）

(3) 確保方策の考え方

現在、幼稚園の預かり保育は、本市にある全ての幼稚園において行われており、平成25年度の幼稚園における預かり保育の1箇所当たりの平均利用者数は3,962人日/年となっています。

各地区にある全ての幼稚園、認定こども園がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を各園に対して要請していくこととします。

9 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

(1) 事業概要

ア 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

イ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業

ウ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	21,307	21,054	17,533	14,132	12,940	
②確保方策	一時預かり事業	20,295	20,042	16,580	13,331	12,217
	子育て援助活動支援事業	1,012	1,012	953	802	723
	子育て短期支援事業					
②-①	0	0	0	0	0	
(参考) 受入可能数	33,669	33,669	33,669	33,669	33,669	

【東部】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	7,207	7,115	1,925	1,777	1,661	
②確保方策	一時預かり事業	7,207	7,115	1,925	1,777	1,661
	子育て援助活動支援事業					
	子育て短期支援事業					
②-①	0	0	0	0	0	
(参考) 受入可能数	6,579	6,579	6,579	6,579	6,579	

【南部・中部】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	5,263	5,205	3,881	3,226	2,683	
②確保方策	一時預かり事業	5,263	5,205	3,881	3,226	2,683
	子育て援助活動支援事業					
	子育て短期支援事業					
②-①	0	0	0	0	0	
(参考) 受入可能数	12,384	12,384	12,384	12,384	12,384	

【西部・北部】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	8,458	8,361	9,940	7,622	7,303	
②確保方策	一時預かり事業	8,458	8,361	9,940	7,622	7,303
	子育て援助活動支援事業					
	子育て短期支援事業					
②-①	0	0	0	0	0	
(参考) 受入可能数	10,836	10,836	10,836	10,836	10,836	

【浪岡】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	379	373	834	706	571	
②確保方策	一時預かり事業	379	373	834	706	571
	子育て援助活動支援事業					
	子育て短期支援事業					
②-①	0	0	0	0	0	
(参考) 受入可能数	3,870	3,870	3,870	3,870	3,870	

※1 受入可能数は、地区内にある保育所数×1箇所当たりの利用者数(387人日/年)

※2 1箇所当たりの利用者数(387人日/年)は、平成23年度から平成25年度までの過去3年間の保育所の一時預かりを利用した平均人数を一時預かり事業を実施した保育所数で除した数である。

※3 地区内にある保育所数は、東部地区が17箇所、南部・中部地区が32箇所、西部・北部地区が28箇所、浪岡地区が10箇所である。

(3) 確保方策の考え方

現在、本市の保育所で行われている一時預かり事業の平均利用者数は1箇所当たり387人日/年です。

全体としてみれば、全ての保育所がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を全ての保育所に対して要請していくこととします。

また、ファミリー・サポート・センター事業の平成23年度から25年度までの3年間の平均利用者数は1,012人であり、この事業によっても量の見込みの一部を確保できます。(実績：平成23年度は1,000人、平成24年度は1,060人、平成25年度は977人)

したがって、この2つの事業により、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととします。



10 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）

(1) 事業概要

ア 病児保育事業

病児について、保育所等の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業

イ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,131	2,088	1,152	1,123	1,094
②確保方策	2,131	2,088	1,152	1,123	1,094
病児保育	1,931	1,888	1,024	998	972
子育て援助活動支援事業（病児）	200	200	127	125	122
②-①	0	0	0	0	0
(参考) 受入可能数	4,688	4,688	3,516	3,516	3,516

【東部】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	619	607	266	260	255
②確保方策	619	607	266	260	255
病児保育					
子育て援助活動支援事業（病児）	619	607	266	260	255
②-①	0	0	0	0	0
(参考) 受入可能数	879	879	879	879	879

【南部・中部】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	713	699	358	349	338
②確保方策	713	699	358	349	338
病児保育					
子育て援助活動支援事業（病児）	713	699	358	349	338
②-①	0	0	0	0	0
(参考) 受入可能数	1,465	1,465	879	879	879

【西部・北部】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	683	669	344	335	327
②確保方策	683	669	344	335	327
病児保育					
子育て援助活動支援事業(病児)	683	669	344	335	327
②-①	0	0	0	0	0
(参考)受入可能数	1,465	1,465	879	879	879

【浪岡】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	116	113	56	54	52
②確保方策	116	113	56	54	52
病児保育					
子育て援助活動支援事業(病児)	116	113	56	54	52
②-①	0	0	0	0	0
(参考)受入可能数	879	879	879	879	879

※ 受入可能数の879人日は、年間開所日数を293日、1日当たりの定員を3名とした場合のものであり、受入可能数1,465人日は、年間開所日数を293日、1日当たりの定員を10名(現在の病児一時保育所の定員)とした場合のものを南部・中部地区及び西部・北部地区の地区数である2で除したものである。

(3) 確保方策の考え方

南部・中部地区に位置している現在の病児一時保育所に加え、平成27年度から、東部地区及び浪岡地区において、病児保育を行い、当該地区の量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。

さらには、西部・北部地区についても、平成29年度を目途に病児保育を行うこととします。

また、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)の平成23年度から平成25年度までの3年間の平均利用者数は200人であり、この事業においても量の見込みの一部を確保できます。

したがって、この2つの事業により各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととします。

11 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [就学児のみ]）

(1) 事業概要

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業

(2) 量の見込み及び確保方策

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	405	405	405	405	405
②確保方策	405	405	405	405	405
②-①	0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の平均利用者数は 427 人であるから、これを引き続き実施することにより量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

なお、本事業は、利用会員とサポート会員との連絡・調整を行う事業であるため、教育・保育提供区域は 4 区によらないこととします。

12 妊婦に対して健康診査を実施する事業

(1) 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

(2) 量の見込み及び確保方策

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,015	1,976	1,953	1,912	1,870
	健診回数 (23,938 回)	健診回数 (23,475 回)	健診回数 (23,202 回)	健診回数 (22,715 回)	健診回数 (22,216 回)
確保方策	実施場所：妊婦健診を行っている医療機関等 実施体制：県医師会との契約（公立病院は直接契約） 検査項目：基本健診、各種検査等 実施時期：受診票交付の日から出産の日まで				

(3) 確保方策の考え方

妊婦健診の平成23年度から平成25年度までの3年間の平均が、受診者数2,066人、健診回数24,877回であり、量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

なお、本事業は、広域利用が想定される事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととします。

13 その他の地域子ども・子育て支援事業

(1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

国において、実費徴収に係る補足給付を行う事業として、市町村民税非課税世帯等に対し、学用品、通園費、給食費等の補助が検討されています。本市では、国の動向を踏まえながら、必要に応じて、事業の実施を検討します。

(2) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

国において、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業として、認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回を行うための職員の配置等が検討されています。本市では、国の動向を踏まえながら、必要に応じて、事業の実施を検討します。

第5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方等

国においては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園の普及を図るとしていることから、認定こども園に移行したい幼稚園や保育所が円滑に移行できるよう、幼稚園や保育所からの相談に対して助言を行うとともに、施設の利用状況等の情報を提供します。

本市においては、特に、3号認定子どもの利用定員が不足しています。この対応策の一つとして、1号認定子どもの利用定員は量の見込みを上回っているため、幼稚園に対し、認定こども園への移行を要請していきます。

＜各年度における幼保連携型認定こども園の目標設置数及び目標設置総数＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標設置数	12 園	12 園	9 園	8 園	12 園
目標設置総数（累計）	12 園	24 園	33 園	31 園	43 園

※平成 30 年度及び平成 31 年度の数、中間年の見直しの結果、補正したものであるため、目標設置総数（累計）が一致しない。

2 幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等

一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士等の合同研修の実施に向けて、関係機関との連携を図ります。

3 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

本市においては、平成24年12月に制定した青森市子どもの権利条例において子どもの権利を保障するに当たり、子どもの成長と発達に配慮した支援が行われることを基本理念の一つとしています。子どもの成長と発達に配慮した支援を行うには、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していくことが重要であり、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図ることが必要です。

そのために、幼稚園教諭、保育士等の研修の充実や施設や事業者に対し適切な指導等を実施していきます。

4 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

地域全体で子育て支援に取り組むため、基幹型子育て支援センターとして設置した「青森市子ども支援センター」を核として、各地区の地域子育て支援センターにおいて、教育・保育施設及び地域型保育事業者相互の連携を図ります。

また、幼児期の学校教育・保育から小学校教育への指導の流れが一貫したものになるよう、引き続き、関係機関と協力しながら、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を図ります。



第3章 資料編

第1 青森市子ども・子育て支援事業計画の策定過程

年月日	事項
平成25年9月14日	平成25年度第1回青森市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出について ・子ども・子育て支援新制度について ・青森市子ども・子育て会議の役割について ・青森市子ども・子育て会議開催スケジュールについて ・青森市の子ども・子育て支援施策の取組状況等について ・意見交換
平成25年11月9日	平成25年度第2回青森市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援ニーズ調査及び教育・保育提供区域の設定について
平成25年11月27日 ～平成25年12月15日	子ども・子育て支援ニーズ調査
平成26年2月16日	平成25年度第3回青森市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援ニーズ調査の単純集計について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法について
平成26年4月27日	平成26年度第1回青森市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定について ・青森市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について（たたき台）
平成26年7月13日	平成26年度第2回青森市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・青森市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について（事務局案）
平成26年10月29日	平成26年度第3回青森市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・青森市子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」について

平成26年12月21日	平成26年度第4回青森市子ども・子育て会議 ・青森市子ども・子育て支援事業計画素案（たたき台）について
平成27年1月10日 ～平成27年2月9日	「青森市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に係るわたしの意見提案制度（パブリックコメント）の実施
平成27年2月22日	平成26年度第5回青森市子ども・子育て会議 ・特定教育・保育施設の確認に係る利用定員の設定について ・青森市子ども・子育て支援事業計画（案）について
平成27年3月31日	青森市子ども・子育て支援事業計画決定

第2 青森市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属・役職	備考
1	赤平 怜子	チャイルドホームたんぽぽ 園長	
2	天内 博久	青森市保育連合会 会員	
3	五十嵐 容子	青森市私立幼稚園協会 理事	
4	一戸 倫子	公募委員	
5	伊藤 えり子	社団法人慈恵会在宅ケアサービスセンター 室長	
6	今村 良司	青森市地域子育て支援連絡協議会 委員	
7	内海 隆	公立大学法人青森公立大学経営経済学部 教授	
8	大村 育子	学校法人三宝学園認定こども園あすなろ幼稚園 園長	
9	葛西 義明	青森商工会議所情報・教育文化部会 副部長	
10	工藤 協志	一般社団法人青森市医師会 副会長	
11	工藤 研一	青森市保育連合会 副会長	
12	久保田 正美	公募委員	
13	佐久田 今日子	公募委員	
14	佐藤 えり	浪打小学校放課後子ども教室 コーディネーター	
15	柴田 園子	子育て支援グループ モモ 会員	委嘱期間 ～H26.10.9
16	鈴木 亙	青森市小学校長会 会長	委嘱期間 ～H26.3.31
17	清野 千世子	社会福祉法人青森市社会福祉協議会 児童館厚生員総括	
18	戸沼 久美	子育て支援グループ モモ 事務局	委嘱期間 H26.10.29～
19	中村 泰子	青森市小学校長会 副会長	委嘱期間 H26.4.27～
20	橋本 歩	公募委員	

21	宮 崎 秀 一	青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会 会長	
22	山 田 孝 憲	特定非営利活動法人NPO 娑婆羅凡人舎 浪岡地区児童館事務長	

※名簿は五十音順

※氏名の漢字が表記できない場合は、正字に置き換えています。

第3 青森市子ども・子育て会議条例

平成二十五年六月二十五日

青森市条例第二十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項及び第三項の規定に基づき、青森市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 法第七十七条第一項の規定に基づき、青森市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 子どもの保護者
- 二 子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- 三 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 四 その他市長が必要と認める者

3 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、第二項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第四条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

3 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 市長は、委員又は臨時委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第五条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、第三条第二項の委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第七条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

6 部会の決議は、これをもって子ども・子育て会議の決議とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

3 青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略